

令和 5 年長浜市議会定例会  
令和 6 年 3 月定例月議会  
提案議案概要  
2 月 19 日送付

4 9 議案

- |         |        |
|---------|--------|
| ・ 当初予算  | 9 議案   |
| ・ 補正予算  | 8 議案   |
| ・ 条例    | 1 9 議案 |
| ・ その他議案 | 4 議案   |
| ・ 人事議案  | 9 議案   |

## 予算関係

### 【当初予算】 9 件

議案第 2 号 令和 6 年度長浜市一般会計予算

議案第 3 号 令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

議案第 5 号 令和 6 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第 6 号 令和 6 年度長浜市介護保険特別会計予算

議案第 7 号 令和 6 年度長浜市休日急患診療所特別会計予算

議案第 8 号 令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 9 号 令和 6 年度長浜市病院事業会計予算

議案第 10 号 令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計予算

### 【補正予算】 8 件

議案第 11 号 令和 5 年度長浜市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 12 号 令和 5 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 13 号 令和 5 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）

議案第 14 号 令和 5 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 15 号 令和 5 年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 16 号 令和 5 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 17 号 令和 5 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 18 号 令和 5 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

## 条例関係

所管課	内 容
人事課	<p><u>議案第 19 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</u></p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給する上で必要となる本市関係条例の規定の改正を行うものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 長浜市職員の育児休業等に関する条例 勤勉手当に関する規定を会計年度任用職員にも適用できるよう改める。</p> <p>(2) 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 勤勉手当の支給に伴い会計年度任用職員における給与の定義を改める。</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和 6 年 4 月 1 日</p>
農業振興課 都市計画課	<p><u>議案第 20 号 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</u></p> <p>漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、漁港漁場整備法の題名が改正されることから、本市関係条例における引用法令の整</p>

	<p>理を行うものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>本市条例において引用する「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p><b>【関係条例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市漁港等管理条例</li> <li>・長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例</li> </ul> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和6年4月1日</p>
幼児課	<p><b><u>議案第21号 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</u></b></p> <p>内閣府令に基づき、保育施設等の運営基準を定めている本市条例について、頻回かつ広範囲に行われる改正に対し適時適切に対応できるよう、包括的な規定に改めるため、本市条例の全部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>内閣府令の条文を個別規定していたものを、「府令に定めるとおりとする」として包括的に規定するよう改める。</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>公布の日</p>
幼児課	<p><b><u>議案第22号 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</u></b></p> <p>厚生労働省令に基づき、保育施設等の運営基準を定めている本市条例について、頻回かつ広範囲に行われる改正に対し適時適切に対応できるよう、包括的な規定に改めるため、本市条例の全部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>厚生労働省令の条文を個別規定していたものを、「省令に定めるとおりとする」として包括的に規定するよう改める。なお、安心安全な保育を提供するため、本市の独自基準については継続する。</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>公布の日</p>
人事課	<p><b><u>議案第23号 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</u></b></p> <p>行政不服審査法第9条の規定により職員から指名する審査請求の「審理員」に弁護士を指名するため、当該弁護士を特別職の非常勤職員として採用できるよう、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>「審理員」の報酬に関する規定を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬額　日額 20,000 円 (意見書作成1件当たり 60,000 円を報酬額に加算して支給)</li> </ul> <p><b>【施行日】</b></p>

	令和6年4月1日						
建築課	<p><u><b>議案第24号 長浜市手数料条例の一部改正について</b></u></p> <p>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行による、建築基準法施行令等の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 既存不適格建築物の大規模修繕等に係る認定申請手数料の設定 接道義務や道路内建築制限の既存不適格建築物に対して大規模修繕等（省エネ改修等）を行う場合、特定行政が防火上等の観点から支障がないと認められた場合に現行基準を遡及適用しないと規定されたことから、当該認定申請について手数料を徴収することとし、その額を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接道義務の既存不適格認定申請手数料</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>道路内建築制限の既存不適格認定申請手数料</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の題名の改正 本市条例の引用法令等の題名を下記のとおり改める。</p> <p>（改正前）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 （改正後）建築物のエネルギー消費性能の<b>向上等</b>に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の<b>向上等</b>に関する法律施行規則</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和6年4月1日</p>	手数料の名称	手数料の額	接道義務の既存不適格認定申請手数料	27,000円	道路内建築制限の既存不適格認定申請手数料	27,000円
手数料の名称	手数料の額						
接道義務の既存不適格認定申請手数料	27,000円						
道路内建築制限の既存不適格認定申請手数料	27,000円						
保険年金課	<p><u><b>議案第25号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について</b></u></p> <p>国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得算定基準の見直し等を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 国民健康保険料の賦課限度額の見直し 中間所得層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額を引き上げる。 〔賦課限度額〕 (現行) 104万円 ⇒ (改正後) 106万円 (内訳) 後期支援金限度額 22万円 ⇒ 24万円 (+2万円) ※基礎賦課分、介護納付金賦課分は変更なし</p> <p>(2) 軽減判定所得算定基準額の見直し 国の経済動向等を踏まえ、低所得者に係る保険料の軽減基準となる判定所得算定基準額を引き上げる。 (現 行) 5割軽減：基礎控除額 (43万円) + (29.0万円×被保険者数) 2割軽減：基礎控除額 (43万円) + (53.5万円×被保険者数) (改正後) 5割軽減：基礎控除額 (43万円) + (29.5万円×被保険者数) 2割軽減：基礎控除額 (43万円) + (54.5万円×被保険者数)</p> <p>(3) 退職者医療制度が廃止されることに伴い、退職被保険者に関する条項を削除</p>						

	<p>する。</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和6年4月1日</p>																											
しょうがい 福祉課	<p><b>議案第26号 長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部改正について</b></p> <p>現在運営している長浜市児童発達支援センター（通称：浜の子園）、長浜市こども療育センターわかば園及びいちご園の3園を2園に統合にするにあたり、施設の老朽化が進むわかば園の機能を2園に分散し、当該施設を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センターについて規定する表から「長浜市こども療育センターわかば園」を削除する。</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和7年4月1日</p>																											
介護保険課	<p><b>議案第27号 長浜市介護保険条例の一部改正について</b></p> <p>本市における第1号被保険者の介護保険料について、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、負担能力に応じた段階と負担額の設定を行うとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>(1) 第1号被保険者の保険料率の見直し</p> <p>介護保険財政調整基金や国の軽減制度の活用、所得再配分機能の強化を行い、一部の段階の介護保険料率を次のとおり見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期介護保険料基準額 6,570円／月（第8期から変更なし）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>37,050円（軽減後21,280円）</td> <td>33,500円（軽減後20,090円）</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>55,180円（軽減後35,470円）</td> <td>50,060円（軽減後34,290円）</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>59,130円（軽減後55,180円）</td> <td>54,390円（軽減後53,990円）</td> </tr> <tr> <td>第13段階</td> <td>173,440円</td> <td>181,330円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第1号被保険者の負担割合段階の所得区分の見直し</p> <p>国の標準的な段階を区分する所得額に合わせ、一部の所得区分を次のとおり見直す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10段階</td> <td>320万円以上400万円未満</td> <td>320万円以上420万円未満</td> </tr> <tr> <td>第11段階</td> <td>400万円以上700万円未満</td> <td>420万円以上720万円未満</td> </tr> <tr> <td>第12段階</td> <td>700万円以上1,000万円未満</td> <td>720万円以上1,000万円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 引用条項の整理等</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和6年4月1日</p>	段階	現行	改正案	第1段階	37,050円（軽減後21,280円）	33,500円（軽減後20,090円）	第2段階	55,180円（軽減後35,470円）	50,060円（軽減後34,290円）	第3段階	59,130円（軽減後55,180円）	54,390円（軽減後53,990円）	第13段階	173,440円	181,330円	段階	現行	改正案	第10段階	320万円以上400万円未満	320万円以上420万円未満	第11段階	400万円以上700万円未満	420万円以上720万円未満	第12段階	700万円以上1,000万円未満	720万円以上1,000万円未満
段階	現行	改正案																										
第1段階	37,050円（軽減後21,280円）	33,500円（軽減後20,090円）																										
第2段階	55,180円（軽減後35,470円）	50,060円（軽減後34,290円）																										
第3段階	59,130円（軽減後55,180円）	54,390円（軽減後53,990円）																										
第13段階	173,440円	181,330円																										
段階	現行	改正案																										
第10段階	320万円以上400万円未満	320万円以上420万円未満																										
第11段階	400万円以上700万円未満	420万円以上720万円未満																										
第12段階	700万円以上1,000万円未満	720万円以上1,000万円未満																										
下水道施設	<b>議案第28号 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について</b>																											

課	<p>長浜市下水道ビジョンに基づき、公共下水道に接続する農業集落排水処理施設の用途を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>廃止する施設　・難波地区農業集落排水処理施設</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和6年4月1日</p>																																								
防災危機管理課	<p><b><u>議案第29号 長浜市消防団の設置等に関する条例の一部改正について</u></b></p> <p>消防団組織の再編により、令和6年4月から新体制による活動へ移行するため、消防団の定数を定める本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>定員数を1,748人から854人に改める。</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和6年4月1日</p>																																								
防災危機管理課	<p><b><u>議案第30号 長浜市非常勤消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について</u></b></p> <p>長浜市消防団において、消防団員の本来業務による転勤等に対応するため休職制度を新設するとともに、消防団員の種類、報酬等の見直しにより待遇改善を図るため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 同一期間内に各分団2名かつ各自2年を超えない範囲において、消防団員の休職を認める制度を新設する。</p> <p>(2) 消防団員の年額報酬及び出動報酬を見直す。</p> <p>(3) 機能別団員について規定する。</p> <p>・報酬額表（年額）</p> <table border="1" data-bbox="446 1343 1399 1776"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> <th>増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>88,000円</td> <td>88,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>66,000円</td> <td>69,000円</td> <td>+3,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>58,000円</td> <td>58,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>26,000円</td> <td>45,500円</td> <td>+19,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>21,000円</td> <td>39,500円</td> <td>+18,500円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>17,000円</td> <td>38,000円</td> <td>+21,000円</td> </tr> <tr> <td>団員 (うち機能別団員)</td> <td>15,000円</td> <td>36,500円 (15,000円)</td> <td>+21,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・出動報酬（改正後一部抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="446 1821 1399 1978"> <thead> <tr> <th>職務</th> <th>出動報酬（1回）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害活動</td> <td>8,000円</td> <td>各種災害活動（4時間以上）</td> </tr> <tr> <td>4,000円</td> <td>各種災害活動（4時間未満）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和6年4月1日</p>	階級	現行	改正案	増減額	団長	88,000円	88,000円	0円	副団長	66,000円	69,000円	+3,000円	分団長	58,000円	58,000円	0円	副分団長	26,000円	45,500円	+19,500円	部長	21,000円	39,500円	+18,500円	班長	17,000円	38,000円	+21,000円	団員 (うち機能別団員)	15,000円	36,500円 (15,000円)	+21,500円	職務	出動報酬（1回）	備考	災害活動	8,000円	各種災害活動（4時間以上）	4,000円	各種災害活動（4時間未満）
階級	現行	改正案	増減額																																						
団長	88,000円	88,000円	0円																																						
副団長	66,000円	69,000円	+3,000円																																						
分団長	58,000円	58,000円	0円																																						
副分団長	26,000円	45,500円	+19,500円																																						
部長	21,000円	39,500円	+18,500円																																						
班長	17,000円	38,000円	+21,000円																																						
団員 (うち機能別団員)	15,000円	36,500円 (15,000円)	+21,500円																																						
職務	出動報酬（1回）	備考																																							
災害活動	8,000円	各種災害活動（4時間以上）																																							
	4,000円	各種災害活動（4時間未満）																																							

防災危機管理課	<p><b><u>議案第 31 号 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について</u></b></p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 非常勤消防団員の損害補償に係る補償基礎額を引き上げる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="409 480 1356 720"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th><th colspan="3">勤 務 年 数</th></tr> <tr> <th>10 年未満</th><th>10 年以上 20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td><td>12,500 (12,440)</td><td>13,350 (13,320)</td><td>14,200 (14,200)</td></tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td><td>10,800 (10,670)</td><td>11,650 (11,550)</td><td>12,500 (12,440)</td></tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td><td>9,100 (8,900)</td><td>9,950 (9,790)</td><td>10,800 (10,670)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ () 内書は現行の補償基礎額</p> <p>(2) 消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を 8,900 円から 9,100 円に引き上げる。</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>令和 6 年 4 月 1 日</p>	階 級	勤 務 年 数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)	分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)	部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)
階 級	勤 務 年 数																			
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																	
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)																	
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)																	
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)																	
長浜病院 経営企画課 総務課	<p><b><u>議案第 32 号 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について</u></b></p> <p>令和 6 年 3 月の「長浜市病院事業中期経営計画 2022-2027」策定にあわせて、既存の点検・評価機関の名称を変更するとともに、地方自治法の一部改正に伴い引用条項を整理するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 病院事業の附属機関の名称を変更する。</p> <p style="margin-left: 2em;">(現 行) 長浜市病院事業改革プラン評価委員会</p> <p style="margin-left: 2em;">(改正後) 長浜市病院事業経営強化プラン評価委員会</p> <p>(2) 地方自治法の改正に伴い、同法を引用する本市条例の条ずれを整理する。</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>(1) 公布の日</p> <p>(2) 令和 6 年 4 月 1 日</p>																			
文化観光課 都市計画課	<p><b><u>議案第 33 号 長浜市附属機関設置条例の一部改正について</u></b></p> <p>国民宿舎豊公荘の廃止に伴い、附属機関として設置している運営審議会が不要となるため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>また、道路運送法等の改正に伴い、地域公共交通会議の所掌事務を整理するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を別の会議体として設置するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 附属機関について規定する別表から「長浜市国民宿舎豊公荘運営審議会」を削除する。</p> <p>(2) 附属機関「長浜市地域公共交通会議」の所掌事務に運賃等の協議に関する部分を追加するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に関する部分を削除する。併せて、引用条項の整理を行う。</p>																			

	<p><b>【施行日】</b></p> <p>(1) 令和 6 年 4 月 1 日  (2) 規則で定める日</p>																																								
総務課	<p><b><u>議案第 34 号 長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について</u></b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>(1) 行政機関が他の行政機関に対し個人番号を利用して特定個人情報を照会する際の使用目的と照会可能な情報の組み合わせについて、法別表での規定から政令及び主務省令での規定に改正し、事務手続きが簡素化されることに伴い、本市条例において法に準拠する部分に所要の改正を行う。</p> <p>(2) その他文言整理</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>(1) 改正法の施行の日  (2) 令和 6 年 4 月 1 日</p>																																								
市民活躍課	<p><b><u>議案第 35 号 長浜市市民まちづくりセンター条例の一部改正について</u></b></p> <p>神田まちづくりセンターの改築に伴い、同センターの部屋区分及び使用料に関する規定を変更するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>部屋の用途や面積に応じて、新たな区分及び使用料を設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室</td> <td>100 円</td> <td>多目的ホール</td> <td>710 円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>100 円</td> <td>会議室 1</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>100 円</td> <td>会議室 2</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>集会室（全面）</td> <td>300 円</td> <td>和室</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>集会室（半面）</td> <td>200 円</td> <td>調理実習室</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>300 円</td> <td>多目的ルーム</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>300 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講堂和室</td> <td>100 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用料は 1 時間当たりの額（内税）</p> <p><b>【施行日】</b></p> <p>規則で定める日</p>	現行		改正案		区分	使用料	区分	使用料	学習室	100 円	多目的ホール	710 円	会議室	100 円	会議室 1	100 円	和室	100 円	会議室 2	200 円	集会室（全面）	300 円	和室	100 円	集会室（半面）	200 円	調理実習室	300 円	調理室	300 円	多目的ルーム	100 円	講堂	300 円			講堂和室	100 円		
現行		改正案																																							
区分	使用料	区分	使用料																																						
学習室	100 円	多目的ホール	710 円																																						
会議室	100 円	会議室 1	100 円																																						
和室	100 円	会議室 2	200 円																																						
集会室（全面）	300 円	和室	100 円																																						
集会室（半面）	200 円	調理実習室	300 円																																						
調理室	300 円	多目的ルーム	100 円																																						
講堂	300 円																																								
講堂和室	100 円																																								
下水道総務課	<p><b><u>議案第 36 号 長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について</u></b></p> <p>地方自治法の改正に伴う引用条項の整理のため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>地方自治法の改正に伴い、同法を引用する本市条例の条ずれを整理する。</p> <p><b>【施行日】</b></p>																																								

	令和6年4月1日
しょうがい 福祉課	<p><u>議案第37号 長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について</u></p> <p>重度心身障害者（児）・老人福祉医療費助成事業に係る県の制度見直しに伴い、条文の整理を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>長浜市福祉医療費助成条例第3条の2（住所地特例）の規定を整理する。</p> <p>【施行日】</p> <p>公布の日</p>

### その他の事件関係

所管課	内 容
長寿推進課 介護保険課	<p><u>議案第38号 第9期ゴールドプランながはま21(長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画)の策定につき議会の議決を求めることについて</u></p> <p>第9期ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）を策定するにあたり、長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>
健康企画課	<p><u>議案第39号 第5期健康ながはま21の策定につき議会の議決を求めることについて</u></p> <p>第5期健康ながはま21を策定するにあたり、長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>
契約管理課 (教育総務課)	<p><u>議案第40号 工事請負契約の変更について</u></p> <p>工事の名称：浅井中学校南校舎長寿命化改修工事（建築） 契約の金額：変更後 789,569,000円 (変更前 774,895,000円)</p>
建設監理課	<p><u>議案第41号 市道の路線の廃止及び認定について</u></p> <p>道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止及び認定することにつき、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【廃止路線】1路線 川合川西1号線</p> <p>【認定路線】4路線 川合川西1号線 南大井環状1号線 五村大井2号線 北大井南北2号線</p>

## 人事関係

所管課	内 容
総務課	<p><u>議案第 42~46 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について</u>          地方税法第423条第3項の規定に基づき、次の者を固定資産評価審査委員会の委員として選任することにつき、議会の同意を求めるものです。</p> <p>【氏名】</p> <p>藤 貴子（再任）          藤居 一彦（再任）          湯塀 麻里子（再任）          宮川 恒人（新任）          小尾野 了（新任）</p> <p>【任期】令和 6 年 3 月 30 日～令和 9 年 3 月 29 日（3 年）</p>
秘書課	<p><u>議案第 47 号 公平委員会の委員の選任について</u>          氏 名 蒲生 仙治（新任）</p> <p><u>議案第 48 号 監査委員の選任について</u>          氏 名 三浦 良勝（新任）</p> <p><u>議案第 49 号 教育委員会の委員の任命について</u>          氏 名 押谷 喜美子（新任）</p> <p><u>議案第 50 号 教育長の任命について</u>          氏 名 織田 恭淳（再任）</p>

## 報告関係

### ○指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告

- ・損害賠償の額を定めることについて 4 件

公用車による物損事故及び人身事故（2 件）

新型コロナウイルスワクチンの誤接種による予防接種事故（1 件）

除雪車による物損事故（1 件）

### ○令和6年度徴収計画について

#### ○令和6年度徴収計画について（病院事業）

## 第11号 令和5年度長浜市一般会計補正予算(第9号)の概要

### 一般会計

(単位:千円)

区分	予算額	財源内訳			
		国県支出金	市債	その他	一般
現計予算額	59,297,867	14,625,275	2,268,800	4,129,787	38,274,005
3月補正予算額(第9号)	1,027,605	△ 32,909	198,400	△ 161,233	1,023,347 市税:210,000 普通交付税:851,510 特例交付金:723 財産収入:46,000 減債基金:△813,386 臨時財政対策債:△141,264 前年度繰越金:753,164 その他(返還金等):116,600
補正後予算額	60,325,472	14,592,366	2,467,200	3,968,554	39,297,352

### 1. 補助採択等によるもの

**681,073**

○戸籍住民基本台帳管理事務経費	戸籍総合システム及び住民記録システム改修	12,265 【国:12,265】
○農業経営支援事業	担い手確保・経営強化支援事業補助金 (6経営体)	139,793 【県:139,793】
○農業用施設整備等助成事業	基幹水利施設電気代高騰分の補助	2,960 【県:2,960】
○土地改良事業	廃池測量設計業務 (1池)	5,500 【県:4,500】
○宿泊・滞在型観光推進事業	周遊観光及び宿泊観光実証実験事業、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業	174,555 【国:8,165】
○雪寒対策費	市道田部廣瀬線他消雪設備工事	43,000 【国:24,000】 【市債:16,000】
○橋梁長寿命化事業	雨之森橋他補修工事	128,600 【国:60,115】 【市債:44,200】
○小学校校舎等維持管理経費	富永小学校空調設備更新工事	64,000 【国:20,156】 【市債:39,700】
○幼稚園園舎等維持管理経費	幼稚園空調設備更新工事 (長浜、長浜北) 及びトイレ改修工事 (長浜北、長浜西、南郷里)	110,400 【国:26,854】 【市債:52,800】

### 2. 決算見込みに合わせた補正

**△ 725,662**

○基金への積立	協働でつくる長浜まちづくり基金積立金 減債基金積立金 公共施設等総合管理基金積立金 基金利子の積立 (9基金) ふるさと寄附金の積立 (5基金)	38,700 【市債:38,700】 379,705 58,000 22,050 【その他:22,050】 32,000 【その他:32,000】
○国県支出金の増減や契約差金等に伴う事業費の減額・財源更正		△ 1,256,117 【国:△413,608】 【県:△93,914】 【市債:△100,700】 【基金:△160,362】 【その他:△43,330】

### 3. その他の予算措置

**1,072,194**

○正規職員給与	退職者の増加による退職手当の追加	185,200
○会計年度任用職員給与	退職者の増加による退職手当の追加	93,158
○交通対策事業	デマンドタクシー運行補助金の追加	7,000
○地域振興政策費	宇根本集会所解体工事	8,700
○国民健康保険特別会計繰出金	決算見込みによる整理に伴う繰出金の追加	70,312 【国:11,728】 【県:10,012】
○しうがい者自立支援給付事業	自立支援給付費の追加	45,000 【国:22,500】 【県:11,250】
○精神しうがい者医療費助成事業	精神しうがい者医療費の追加	3,307 【県:863】

○重層的支援体制整備事業	相談支援機能強化及び基幹相談支援事業委託料の追加	31,932 【その他:1,350】
○子ども・子育て支援事業	病児保育事業補助金の追加	4,874 【国:1,624】 【県:1,624】 【地域福祉基金:1,626】
○保育所運営支援事業	公定価格の改定に伴う保育所運営委託料の追加	34,763 【国:17,382】 【県:8,691】 【負担金:△17,267】
○保育所管理運営事業	公定価格の改定に伴う広域入所施設型給付費の追加	4,000 【国:2,000】 【県:1,000】
○認定こども園運営支援事業	公定価格の改定に伴う施設型給付費の追加	5,175 【国:2,587】 【県:1,294】
○生活保護費給付事業	生活保護扶助費の追加	111,000 【国:83,250】
○国民健康保険特別会計(直診勘定)繰出金	決算見込み及び基金積立による繰出金の追加	24,000
○病院事業会計負担金	長浜病院に対する負担金及び出資金の追加	4,743
○地域医療推進事業	旧塩津診療所解体工事	57,000 【市債:51,300】
○土地改良事業	県営かんがい排水事業、県営経営体育成基盤整備事業 及び県営中山間地域総合整備事業に対する負担金の追加	40,398 【市債:29,400】 【分担金:2,700】
○農業集落排水事業特別会計繰出金	決算見込みによる整理に伴う繰出金の追加	42,267
○商工振興事務経費	ふるさと寄附事務業務委託料の追加	15,377
○宿泊・滞在型観光推進事業	旧国民宿舎つづらお荘譲渡促進交付金	50,000
○田村駅周辺整備事業	東口待合シェルター新築及び仮設ゲート設置工事	28,223 【市債:27,000】
○公共下水道事業会計負担金	決算見込みによる整理に伴う負担金等の追加	195,565
○市営住宅整備事業	長浜団地改良住宅解体工事	10,200

#### ■縁越明許費

○本庁舎管理経費	本庁舎照明器具LED化工事	42,874 総務部総務課
○地域振興政策費	宇根本集会所解体工事	8,700 市民協働部市民活躍課
○市民まちづくりセンター整備事業	神田まちづくりセンター整備工事	148,720 市民協働部市民活躍課
○戸籍住民基本台帳管理事務経費	戸籍総合システム及び住民登録システム改修	12,265 市民生活部市民課
○新型コロナウイルスワクチン接種推進事業	新型コロナウイルスワクチン接種等に要する経費	17,395 健康福祉部地域医療課
○地域医療推進事業	旧塩津診療所解体工事	57,000 健康福祉部地域医療課
○地域経済活性化対策事業	事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金	1,000 産業観光部商工振興課
○宿泊・滞在型観光推進事業	周遊観光及び宿泊観光実証実験事業、地域一体となった 観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業及び 旧国民宿舎つづらお荘譲渡促進交付金	224,555 産業観光部文化観光課
○農業経営支援事業	担い手確保・経営強化支援事業補助金（6経営体）	139,793 産業観光部農業振興課
○農業用施設等維持管理事業	北郷里地区内井川改修工事	29,464 産業観光部森林田園整備課
○土地改良事業	廃池測量設計業務（1池）	5,500 産業観光部森林田園整備課
○林道治山整備事業	林道大吉寺線開設工事	23,000 産業観光部森林田園整備課
○田村駅周辺整備事業	東口待合シェルター新築工事	25,520 都市建設部都市計画課
○補助道路整備事業	南田附東加納線整備工事	28,180 都市建設部道路河川課
○補助街路整備事業	地福寺神照線及び大戌亥山階線整備工事	74,028 都市建設部道路河川課
○雪害対策費	市道田部廣瀬線他消雪設備工事	43,000 都市建設部北部建設課
○補助道路整備事業	田部木之本線整備工事	59,900 都市建設部北部建設課
○橋梁長寿命化事業	雨之森橋他補修工事	125,300 都市建設部北部建設課
○市営住宅整備事業	長浜団地改良住宅解体工事	10,200 都市建設部住宅課
○小学校校舎等維持管理経費	富永小学校空調設備更新工事	64,000 教育委員会事務局教育総務課
○幼稚園園舎等維持管理経費	幼稚園空調設備更新工事（長浜、長浜北）及び トイレ改修工事（長浜北、長浜西、南郷里）	110,400 教育委員会事務局教育総務課

## 特別会計

第12号 長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	決算見込みによる減額等	△ 10,619
第13号 長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)	決算見込み及び基金積立による増額	19,223
第14号 長浜市介護保険特別会計補正予算(第3号)	決算見込みによる減額等	△ 13,039
第15号 長浜市休日急患診療所特別会計補正予算(第1号)	決算見込みによる減額等	△ 1,300
第16号 長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	決算見込みによる減額等	△ 106,846

## 企業会計

第17号 長浜市病院事業会計補正予算(第2号)	薬品費の追加、一般会計負担金等の精算、財源更正	128,490
第18号 長浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	一般会計負担金等の精算、決算整理	△ 88,370